

I 服装・容儀

(1) 男女共通

- ①本校指定の制服を正しく着用する。
- ②装飾品（ピアス、指輪、ブレスレット、ネックレスなど）を身につけてはいけない。
- ③校内でブレザーの中にカーディガン、パーカー等を着用することは禁止する。
- ④ブレザーの中にベスト・セーターの着用を認める。その場合、指定のもの、ボタンのつかないVネック、色は黒または紺の単色（ワンポイント可）とし、ブレザーの裾・袖からはみ出さず、ネクタイ・リボンが隠れないように着用する。ただし、「式」がつく行事（入学式、卒業式、記念式典など）にはベスト・セーターを着用しない。
- ⑤内履きは本校指定のシューズを着用する。
- ⑥平常はもちろん、長期休業中でも染髪・脱色、パーマ、眉そり、ピアス等は厳禁とする。
- ⑦頭髪・服装が不備な場合は、教員の指示に従い早急に改善する。
- ⑧やむを得ず制服を着用できない場合は、生徒指導部から異装の許可を得る。

【異装時の手続き】

- ・「異装届」（生徒指導部）のファイルに記入
- ・異装許可証を装着し、「異装許可願」を受け取る
- ・放課後、異装許可証を返却する（教員は返却確認をファイルに記入）
- ・翌朝（休日の場合は次の登校日）、「異装許可願」を提出する

※ 怪我等により異装日数が2日以上になる場合は、許可証の返却は期間が終了してからとする。

【異装に対する具体的な指導】…正当な理由（怪我等）がない場合

- ・1回目 : HR担任が保護者へ連絡、HR担任との面談
- ・2回目～3回目 : HR担任が保護者へ連絡、HR担任と当該学年教員または生徒指導部員との面談
- ・4回目～ : 保護者が同席しHR担任・生徒指導主事と面談、反省文の提出

※ 異装許可願未提出・異装許可証未返却の場合は、指導の対象となる。

(2) 男子

- ①Yシャツは白色無地とする。Yシャツの中に着るシャツは白・黒・紺・ベージュ色（ワンポイント及び大間高校指定Tシャツ可）とする。
- ②ソックスは黒・白・紺色を基調としたものとする。（ワンポイントは可）
- ③頭髪は常に清潔を保ち、前髪は目にかからない、横髪は耳にかからない。後ろ髪は襟に触れない。なお、長さが規定にあっても、清潔を保ち品位を損なわないようにする。
- ④ベルトは黒を基調とし、華美なものは禁止する。

(3) 女子

- ①Yシャツは白色無地のものとする。Yシャツの中に着るシャツは白・黒・紺・ベージュ色（ワンポイント及び大間高校指定Tシャツ可）とする。夏服の場合は、中のシャツ・下着が透けて見えないようにする。
 - ②冬服着用期間は、黒色のストッキングを着用する。夏服時のソックスは白・黒・紺色とし、ルーズソックスは禁止。
 - ③頭髪は常に清潔を保ち、前髪は目にかからないようにし、髪が肩にかかるようであれば結うこと。清潔を保ち品位を損なわないようにする。
 - ④ヘアピン・ゴム等は清潔を保ち品位を損なわないようにする。
 - ⑤スカートの丈は、膝が隠れる長さとする。
 - ⑥一切の化粧を禁ずる。
- ※1 頭髪・眉・ピアス等、改善に時間のかかるものは、継続指導（毎週）をおこなう。
- ※2 服装容儀指導や日常の学校生活で、頭髪・服装の指導を受けているにもかかわらず改善が見られない生徒に対しては、保護者に来校してもらう場合もある。
- ※3 髪型を整えるための整髪料等は認める。

Ⅱ 学校生活

(1)欠席・遅刻・早退について

- ①登校は8時15分まで、それ以降は遅刻となる。遅刻者は職員玄関から入り、職員室で手続きをしてから教室へ行く。
- ②特別の事情が無い限り、欠席・遅刻・早退はしない。やむを得ず欠席する場合や、あらかじめわかっている遅刻・早退については、保護者が連絡フォームへ入力し学校に連絡をする。

【遅刻に対する具体的な指導】…正当な理由（通院等）がない場合

- ・3回目 : HR担任が保護者へ連絡、HR担任との面談
- ・4回目 : HR担任が保護者へ勧告、学年主任と面談、指導の対象となる。
- ・5回目～ : 保護者召喚しHR担任・生徒指導主事と面談、指導の対象となる。

(2)携帯電話等について

- ①校内への持ち込みは許可しているが、校舎内での使用は禁止。校舎内では電源を切りカバンの中に入れ、持ち歩いてはいけない。ただし、教員が許可した場合はその限りではない。
- ②帰宅時（放課後）の家庭への連絡は、校舎外で行う。その際、生徒玄関の外に座り込まない。
- ③体調不良・怪我等で保護者へ連絡が必要な場合は、HR担任か養護教諭から連絡してもらう。

【携帯電話使用違反に対する具体的な指導】

- ・1回目 : 反省文の提出、HR担任と面談
- ・2回目 : 1回目と同様の指導に加え、生徒指導主事と面談
- ・3回目～ : 2回目と同様の指導を行い、保護者召喚、HR担任・生徒指導主事と面談

(3)学習用タブレットについて

- ①授業等の学習活動のみに利用する。
- ②専用ボックスに保管し、授業開始前に取り出し下校時に戻す。
- ③持ち帰る際は、担当教員及び担任に許可を得る。
- ④破損、紛失した場合は、即日担当教員及び担任に申し出る。

(4)部活動について

- ①部活動への加入を奨励している。部活動等は下記にあるとおり。
硬式野球部 陸上競技部 バスケットボール部 バレーボール部(女) ソフトテニス部
吹奏楽部 ボランティア活動部 商業クラブ 柔道同好会 剣道同好会 総合文化同好会
めんちょこ活動部【全員加入】
- ②原則として、所属している部活動以外の活動には参加しない。当該部活動の顧問が参加を認めた場合は許可する。

【入部・退部の手続き】

- ・部活動見学・体験入部：希望者は随時顧問に相談する。
- ・入部：顧問と相談後に「入部願」を生徒指導部に提出（※部編成時は相談不要、顧問へ入部願提出）
- ・退部：顧問と相談後に「退部願」を生徒指導部へ提出

(5)アルバイトについて

- ①原則としてアルバイトは長期休業中(夏休み・冬休み)のみ許可(15日以内)。また、次の場合も許可する。
 - ・特別に申請があり学校が許可したもの
- ②無断アルバイトは特別指導の対象となる。アルバイトをする場合は、許可願を提出してから行う。ただし、学校生活に問題のある場合は許可しない。

【アルバイトの手続き】

- ・「アルバイト許可願」に必要事項を記載し(事業者・保護者の捺印必要)、生徒指導部へ提出

(6)懲戒処分について

- 次の行為は、本校懲戒規程により懲戒処分（退学・停学・戒告等）の対象となる。
- 怠学(さぼり、授業妨害)、校内売買行為、飲酒・喫煙(同席も含む)、喧嘩、万引き、交通違反、考査の不正行為、故意の公共物破損、暴行、傷害、脅迫、窃盗、加害の交通事故、インターネット上における他者への誹謗中傷、許可の無い画像、映像、個人情報掲載等の犯罪行為、その他の違反行為

(7)その他

- ①学業に不要なものを校内に持ち込まない。→没収となる
- ②自動二輪車（バイク）の免許取得・運転は認めていない。
- ③自動車学校通学は3年生の条件を満たした者に対して許可している→違反者は、懲戒処分の対象となる。
- ④男女交際は明朗健全を心がけ、公共の場での高校生として不適切な行為は禁止する。
- ⑤自分で判断がつかない行為等に関しては、HR担任または生徒指導部へ相談すること。